3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
　賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。
　なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、国立大学法人会計基準第85第２項に基づき計算された当期賞与増加見積額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　一部の教員の退職給付の支給に備え、当該教員の当期末自己都合要支給額にて引当金を計上しております。
　その他の教職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金（自己都合要支給額）の当期増加額を計上しております。
5．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　評価基準　低価法
　評価方法　最終仕入原価法
7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
　近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。
⑵　政府出資の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付政府保証債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%で計算しております。
8．リース取引の会計処理
　リース総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
（重要な債務負担行為）
　該当ありません。
（東日本大震災関係）
　東日本大震災により損壊した施設及び設備のうち、当事業年度内で修繕が完了した経費については、臨時損失に災害損失（74,380千円）として計上しております。
　これらに要した復旧費用は、63,128千円が平成23年度補正予算（第１号）により、11,252千円が同（第３号）により賄われております。
（重要な後発事象）
　該当ありません。
（貸借対照表）
1．運営費交付金から充当されるべき賞与見積額　105,690,804円
2．運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額　1,792,539,979円
3．債務保証

| 種　類 | 保　証　先 | 金　額 |
|---|---|---|
| 債　務　保　証 | 独立行政法人国立大学財務・経営センター | 9,315,050円 |

4．減損の認識
⑴　減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く。）
①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 電話加入権 | 電話加入権 | 茨城県つくば市 | 295,000円 |

②　認められた減損の兆候の概要
　市場価格が著しく下落しております。
③　減損会計基準「第４　減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠
　市場価格の回復の見込みがあるとは認められませんが、使用価値相当額（ＮＴＴの公定価格）が帳簿価額を上回ることから、減損を認識しておりません。
⑵　使用しないという決定を行った固定資産
①　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 職員宿舎敷地 | 土地 | 茨城県つくば市 | 760,000,000円 |

②　使用しなくなる日
　使用停止日は、決定しておりません。
③　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　老朽化が進み、有効な活用方法がないことから譲渡しようとするものであります。
④　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
　使用停止日が未定のため、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額は算定できません。
5．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属診療所の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
　附属診療所に関する借入金の元金償還額の累計　24,225,965円
　当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　0円
　利益剰余金に与える影響額（差引き）　24,225,965円
②　国立大学法人等が獲得した附属診療所収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
　法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　25,702,778円
③　国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる未収附属診療所収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　9,500,516円
④　国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　3,854,588円
　63,283,847円